

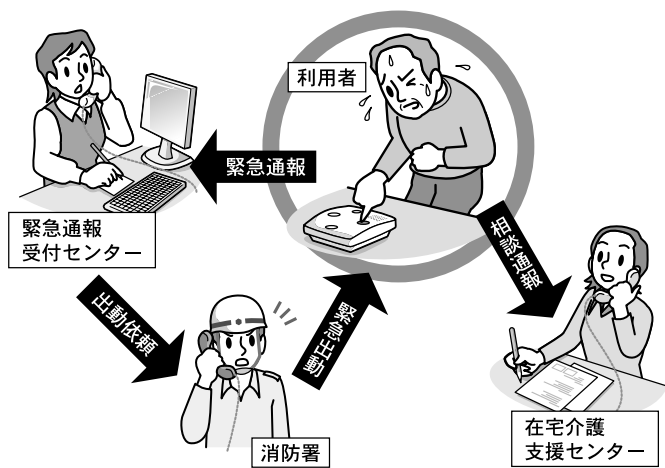
# 高齢者在宅福祉生活支援サービス

～「生涯いきいきふれあいのある暮らし」を目指して～

市では、在宅福祉の充実を図り、高齢者が地域で安心して生活できるように、次の高齢者在宅福祉生活支援サービス事業を実施しています。

- ・ 緊急時通報システムサービス
  - ・ 高齢者居室等整備資金融資制度
  - ・ 高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度
  - ・ 紙おむつ給付サービス
  - ・ 生きがい活動通所支援サービス
  - ・ 寝具クリーニングサービス
  - ・ 訪問理美容サービス
  - ・ 日常生活用具の給付等サービス
- 今回は、次の6事業を紹介します。

## 緊急時通報システムサービス



ひとり暮らしの高齢者等が、日常生活上の緊急事態における不安の解消や介護に関する相談等、高齢者が地域で安心して生活できるように緊急通報端末機器(緊急通報電話機とペンダント型無線発信機)を貸与します。

### 対象となる方

市内に住所を有する65歳以上で、電話回線を有し、次のいずれかに該当している方

- ①ひとり暮らしの高齢者で比較的虚弱な方
- ②高齢者のみの世帯の方で、世帯員が病弱である方
- ③家族のいる方で、長時間(おおむね8時間以上)日中独居になられる虚弱な方

### 内容

急病等で緊急時にボタンを押すと受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救助活動を行います。また、介護等に関する相談をしたい時などもボタンを押すだけで在宅介護支援センターにつながり、お話をすることができます。

### 費用

端末機器は無料で貸与します。回線使用料(基本料金)、屋内配線使用料、通話料は自己負担です。

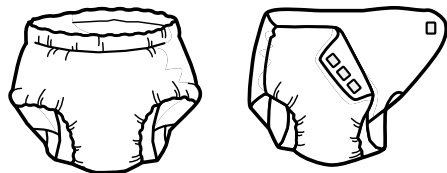
## 紙おむつ給付サービス

在宅でねたきり、または重度の認知症(痴呆)状態等にある方で、常時紙おむつを必要としている高齢者に毎月1回、決められた枚数を給付します。

### 対象となる方

市内に住所を有する65歳以上で、次の状態が6カ月以上続いている方

- ①ねたきり状態(要介護4・5、またはこれに相当する状態の方)
- ②重度の認知症(痴呆)状態(要介護4・5、またはこれに相当する状態の方)



- ③要介護3と認定されている方で、疾病等で常時失禁状態にある方

### 給付の種類

- ①テープ止めパンツ+尿取りパッド
- ②はくパンツ(リハビリパンツ)
- ③フラットタイプ
- ④尿取りパット

の中から、必要とする1種類を給付します。

※サイズ(S・M・L・LL)によって、各パンツの枚数が異なります。サイズ等が合わない場合には、ご相談に応じます。

### 給付時期

申請月の翌月から給付となります。毎月、中旬ごろに八潮薬業協同組合に加盟している薬局店がご自宅にお届けします。

※病院等に入院、入所された場合は、給付が休止となります。

### 費用

無料

## 訪問理美容サービス

利用される方の居宅近くの理容店・美容店から理容師または美容師が訪問し、理美容サービスを提供します。



### 対象となる方

市内に住所を有する65歳以上のねたきり状態の高齢者等

### サービス内容

理容…調髪+顔剃り

美容…①カラー(染め)+化粧、マニキュア、眉カット

②パーマ+化粧、マニキュア、眉カット

③カット+化粧、マニキュア、眉カット

### 利用回数

年4回(福祉理美容券を4枚交付します)

### 費用

無料

### 利用時期

理容は、原則として月曜日。美容は、火曜日および第3水曜日。

※事前に各理容・美容店に確認してください。

配食サービス

心身機能の低下により、食事の支度が困難な高齢者等に対し、栄養バランスの摂れた食事を提供するとともに安否確認を行います。



対象となる方

市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当し、かつ日常的に食事の用意が困難な方

- ①ひとり暮らし
- ②高齢者のみ世帯
- ③日中独居（世帯員の就労等でおおむね8時間以上、一人暮らし状態等にある方）

内容

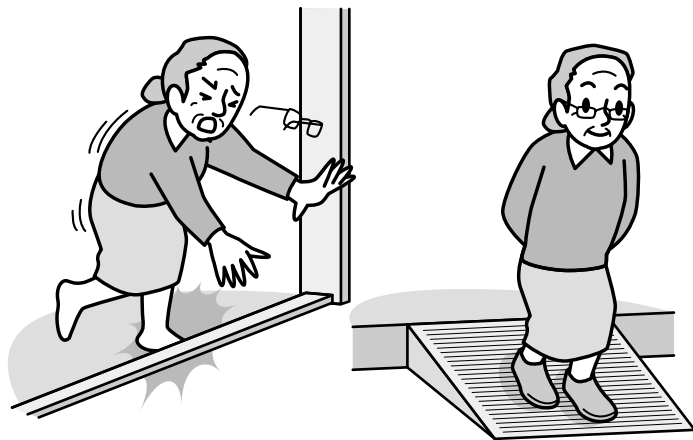
昼食か夕食のいずれかを1日1回自宅へ配食し、利用者の安否を確認。利用回数：1週間に最大5回まで（利用者の状況等により回数を決定）

費用

1食350円（事前にチケットを購入してください）

高齢者居室等整備資金融資制度

高齢者の専用居室等を増築、または改築するために必要な資金を融資する制度です。



対象となる方

市内に引き続き2年以上住所を有する方で、満60歳以上の親族と同居している方、または同居しようとする方

対象経費

高齢者の居室、浴室、便所等の増築または改築工事

内容

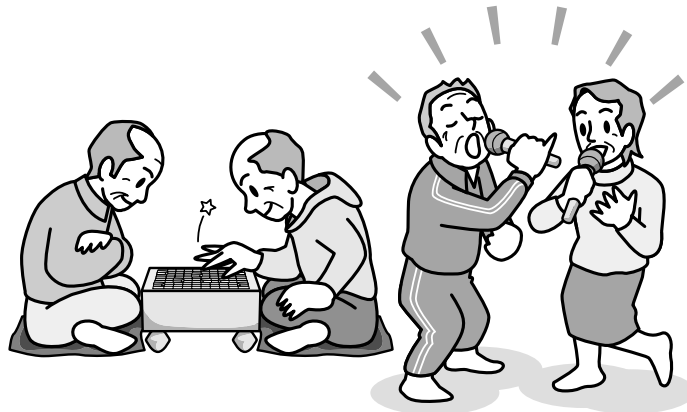
- 融資限度額：最高200万円
- 利子：無利子（市で負担）
- 償還期限：10年以内
- 償還方法：元金均等月賦償還
- 保証人：市内に2年以上住所を有する方等、要件を満たした2人以上の保証人が必要

必要書類

高齢者居室等整備計画書、工事見積書、土地および家屋の登記簿謄本（自己の所有でないときは、所有者の承諾書）、戸籍謄本および住民票の写し、市税納税証明書、連帯保証人の住民票の写し等

生きがい活動通所支援サービス

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、通所によって、その希望および身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動などのきめ細やかなサービスを提供いたします。



対象となる方

市内に住所を有する60歳以上のひとり暮らし等で、家に閉じこもりがちな方

内容

日常動作訓練、趣味活動等で1日を過ごします。（送迎有り）

費用

無料（昼食代は自己負担）

場所

老人福祉センターすえひろ荘（八條665 ☎936-9181）

これらの在宅福祉生活支援サービスは、在宅者へのサービスです。利用者が病院や介護保険施設などに入院・入所された場合は、必ず高齢いきがい課にご連絡ください。

**申し込み・問い合わせ** 高齢いきがい課（☎☎218）のほか、次の在宅介護支援センターでも申し込みができます。

☆在宅介護支援センター

- ・やしお苑（南川崎210-1 ☎998-8883）
- ・埼玉回生病院（大原455 ☎994-4111）
- ・やしお寿苑（八條294-4 ☎930-5200）

※これら在宅介護支援センターでは、介護に関する各種相談や助言を、24時間体制で対応していますのでご利用ください。

お知らせ

高齢者の税制控除

●障害者控除対象者認定書

所得税法などでは、本人または扶養親族が、障害者（または特別障害者）に該当する場合「障害者控除」として一定金額を所得から控除する制度があります。

**手続き** 65歳以上の方で、要介護1～要介護5の認定を受けている方（障害者手帳等の交付を受けている人は除く）について、「障害者控除」を受けるための「障害者控除対象者認定書」の交付を受けるには、本人または扶養家族からの申請が必要となります。

●おむつ使用証明書

おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

申請窓口 高齢いきがい課（☎☎218）